

大分市と生活協同組合コープおおいたとの包括連携に関する協定書

大分市(以下「甲」という。)と生活協同組合コープおおいた(以下「乙」という。)は、相互に連携し、大分市内において一層の地域活性化を図るため、次のとおり協定書(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図ることにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動(以下「連携事項」という。)を推進し、一層の地域活性化に資することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、次に掲げる連携事項に取り組むものとする。

- (1) 地域・暮らしの安全・安心に関すること
 - (2) 健康づくりに関すること
 - (3) 高齢者及び障がい者の雇用に関すること
 - (4) 子育て支援に関すること
 - (5) 男女共同参画に関すること
 - (6) 環境保全に関すること
 - (7) 市産品、農林水産物及び加工品の販路拡大に関すること
 - (8) NPO、ボランティア活動の支援に関すること
 - (9) 芸術・文化・スポーツの振興に関すること
 - (10) 観光振興に関すること
 - (11) 市政の情報発信に関すること
 - (12) その他地域住民サービスの向上及び地域社会の活性化に関すること
- 2 甲及び乙は、前項各号に掲げる連携事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとし、同項各号に掲げる連携事項の詳細については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(守秘義務)

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。ただし、事前に本協定の当事者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(協定内容の変更)

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定に係る内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、決定するものとする。

(期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、本協定の有効期間は、有効期間が満了する日から1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年6月20日

甲 大分県大分市荷揚町2番31号
大分市長

佐藤樹一郎 

乙 大分県大分市青崎1丁目9番35号
生活協同組合コープおおいた
理事長

青木博範 